

土木森林環境委員会会議録

日時 令和8年7月1日（水） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 1時48分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 飯島 力男
副委員長 中村 正仁
委員 河西 敏郎 寺田 義彦 流石 恭史 伊藤 毅
笠井 辰生 久保田松幸 志村 直毅

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 小澤 浩 森林環境部次長 渡邊 文昭
森林環境部次長 長田 芳樹 森林環境部技監 英賀 慶彦
森林環境部参事 堀内 直
森林環境部参事（大気水質保全課長事務取扱） 野中 俊宏
森林環境政策課長 水上 和彦 地域エネルギー推進室長 佐藤 晃一
森林整備課長 江俣 尚厚 林業振興課長 伊川 浩道
県有林課長 穴井 剛 治山林道課長 篠原 淳
環境整備課長 有泉 和紀 自然共生推進課長 土橋 正幸

県土整備部長 寺沢 直樹 県土整備部理事 立川 学
県土整備部次長 岩渕 基 県土整備部技監 水口 保一
県土整備部技監 山川 秀人 県土整備部技監 武藤 勉
総括技術審査監 殿岡 徳仁 県土整備総務課長 平賀 貴久子
建設業対策室長 越石 英行 用地課長 小林 宏行
技術管理課長 上野 隆史 道路整備課長 鈴木 利英
高速道路推進課長 細田 智愁 道路管理課長 和智 美秋
治水課長 芦沢 智 上下水道政策課長 鈴木 賢一
砂防課長 関 俊也 都市計画課長 雨宮 康治
景観まちづくり室長 弦間 重彦 建築住宅課長 米山 文人
住宅対策室長 中島 知克 営繕課長 山崎 宗彦

議題

（付託案件）

第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第

3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第76号 令和8年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第1号）

第80号 令和8年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部関係、県土整備部関係の順により行うこととし、午前10時から午前11時32分まで森林環境部関係の審査を行い、休憩を挟み、午後1時から午後1時48分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※付託案件

※第75号 令和8年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金について）

志村委員 課別説明書、森2ページのマル新、家庭用省エネ設備等導入支援事業費補助金の内容について伺います。

この事業の目的をもう少し詳細に説明していただきたいのですが、導入とありますけれども、更新も含むのかどうかも含めて御説明をお願いします。

佐藤地域エネルギー推進室長 制度導入の背景ですけれども、中東情勢を受けまして、海外依存度が高く地政学リスクがある原油価格の高騰を受けにくい暮らしを実現するために補助制度を導入するものでございます。

どのようなものが対象になるかということですが、設備の新設、更新、新築の際の導入、リフォームの際の導入も対象にしております。

志村委員 新設だけではなく、更新なども含むということで理解しました。

エコキュート、エコジョーズ、エネファーム、その他のものも含めて、国でもこの補助金事業を行っておりますけれども、これとの併用は可能でしょうか。

佐藤地域エネルギー推進室長 国、自治体の制度との併用は可能という形にしております。

志村委員 ということは、上乗せで支援をしてくださるということで、県費を用いて導入をしていただける件数が非常に多ければ、ありがたいと思うのですけれども、1億1,700万円という数字を出されているので、台数の見込みや導入する設備の見込みの経費の算定額、それ以外に例えば事務局を設置するなど、何かそのような経費があるとすれば、その内訳を教えてください。

佐藤地域エネルギー推進室長 台数の積算につきましては、市町村などが行っているこのような省エネ設備の実績を基に推定して台数の算出をしております。

 どのぐらいの件数を見込んでいるかということですが、給湯設備についてはおおむね900台、冷暖房設備については950台、再エネ設備については450台を見込んでいるところでございます。

 事務局経費の部分についてですが、予算上の積算としては、事務経費2,176万円を見込んでございます。

志村委員 大いに活用していただきたいところですが、それぞれどうしても初期費用が大きいものが多いので、国の補助に県で上乗せしていただいて、さらに導入しやすくなると思いますが、そのところはよく周知していただいて、1件でも多く活用していただければと思っています。

 当然、国の事業も締切りがあるのですけれど、今回、繰越明許を設定しているので、いつ頃の事業完了を見込んでいますか。

佐藤地域エネルギー推進室長 事業期間ですが、6月補正で計上させていただく予定なので、おおむね1年間、来年の7月をめどに事業完了したいと考えています。

伊藤委員 関連してですけれども、まず補助対象設備について、エコキュートから始まって様々ありますけれども、これらの設備を選定した考え方を教えてください。

佐藤地域エネルギー推進室長 設備選定の考え方ですが、家庭におけるエネルギー消費の削減効果の大きな設備を中心に対象としてございます。

 まず、省エネ設備としましては、家庭におけるエネルギー消費割合の大きい給湯設備と冷暖房設備を対象としておりまして、給湯設備につきましては、エコキュートから太陽熱温水器まで、冷暖房設備につきましては高効率エアコンからペレットストーブまでを対象としております。

 次に、太陽光発電の自家消費設備としまして、おひさまエコキュートとV2Hを対象としてございます。おひさまエコキュートというのは、太陽光で発電した電気で昼間にお湯を沸かす再エネ対応型の高効率給湯設備でございます。V2Hにつきましては、電気自動車家庭用の蓄電池として活用して、太陽光発電の電力を有効に利用する設備となっております。

 これらによりまして、家庭における省エネ化と再エネの有効活用を一体的に推進しようというものでございます。

伊藤委員 それぞれ補助額が設定されていると思うのですが、その辺りの考え方も教えてください。

佐藤地域エネルギー推進室長 補助金額につきましては、国や他の自治体との制度と比較検討を行い、設置工事費のおおむね1割程度の定額として設定してございます。先ほど申し上げましたように、国や市町村の補助制度との併用も可能としてございます。

伊藤委員 最後に、この制度の周知方法を教えてください。

佐藤地域エネルギー推進室長 ホームページ、チラシに加えまして、新聞広告やテレビCM、SNSなど、多様な媒体を活用しまして、広く県民に制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 令和8年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第1号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（バイオトイレの導入について）

中村副委員長 先日、上野原市の桐原にある林道の入口のところにあるバイオトイレを視察させていただきました。

県内各所の林道の入口などにトイレが設置されているかと思うのですけれども、バイオトイレというのは、水道や電気も必要なく、循環も全て自己処理できるということで、設置費はかなりかかるのですけれども、そういう事例を見させていただいたので、県内にそういったトイレがどのくらいあるのか、あるないで結構ですので、分かる範囲で教えていただければと思います。

篠原治山林道課長 私の承知している限りでは、林道管理者として林道の入口にトイレを設置するということはありません。恐らく、地元の上野原市とかそのようなところが、登山者の利便性の向上などのために土地使用や林道の占用許可などを得た上で置いているものかと思うのですが、今、その程度しかお答えができません。

中村副委員長 おっしゃるとおりで、そこも上野原市が設置をしたと伺いました。

バイオトイレは非常に進んでいる部分もありますが、処理能力が非常に低いという欠点もあると。移動式のものもあるということで、能登半島地震のときに有志の方々がそちらに持っていったという事例もお聞きしています。特に山間部などは水道や電気がないところが幾つもあると思いますし、私も若い頃、山に登ったりしたのですが、トイレが非常に汚いという部分もある中で、特に山梨は森に囲まれており、日本で最も進んでいる地域だという点もPRする意味も含めて、ぜひバイオトイレも御検討いただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

篠原治山林道課長 このことは観光振興グループとかそういったところが所管になるのかもしれませんが。

ただし、場所としては、林道の起点のところのちょっとしたスペースですとか、木材集積場といいまして、少し広いスペースも幾つかございます。場所によっては休憩するためのあずまやなどを設置しているところがございますので、そういうところに設置したいという要望がございましたら、適宜、申請が必要になってくるとは思うのですが、協議をして、設置を認めて進めていくよう、促すように努めてまいります。

中村副委員長 先ほどの予算の説明の中でも林道整備費に関係する環境改善に使える予算があるという話も御説明いただいたので、このようなところをうまく活用していただいて、ぜひ導入を進めていただければと思います。

(カーボンオフセット取引について)

笠井委員 私からは、カーボンニュートラル実現に寄与するオフセット取引についてお伺いたします。

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする目標の下、カーボンニュートラルを目指す取組が様々進められていることは承知しております。

カーボンニュートラルは、温室効果ガスの排出削減が第一だと思うのですが、植林や森林管理などによるガス、CO₂などの吸収量を増やす取組も重要とされていると伺っています。カーボンオフセットの取引については、売買市場もあると伺っており、県土の80%が森林である本県では、その森林資源をカーボンニュートラルにどのように活用しているのかをまず御説明いただければと思います。

穴井県有林課長 まず制度についてお話しさせていただければと思います。

現在動いていますが、J-クレジット制度というものがあります。これは、木の植栽や間伐などの適切な森林管理によって、成長した木が吸収した温室効果ガス、二酸化

炭素ですけれども、その量を国がクレジットという形で認証する仕組みです。ここで申し上げるクレジットとは、森林が吸収した二酸化炭素の量をトン数に換算して、国が証書として発行するものです。このクレジット化によって、二酸化炭素吸収量の取引ができるようになり、企業などがこのクレジットを購入することで、自らの二酸化炭素排出量をオフセット、相殺できるものであります。この販売収入は森林所有者に還元され、森林の適切な管理につながるといったところであります。

本県の県有林では、国際的な森林認証であるF S C森林管理認証を2003年に取得し、レベルの高い基準に基づき適切な森林管理を行っていることから、その取組を基に、2011年に2万5,383トンのJークレジットの前身であるJーVERという制度のクレジットの発行が認められています。今、それを売っているという状況であります。

笠井委員 Jークレジットが今新たに始められたということで、これまでの取組としてJーVERがあつて、県がこれに取り組んでこられたということなのですが、実績というか、これまでどのように、そのJーVERの売上げといたしますか、成果があつたのか、教えてくださいませんか。

穴井県有林課長 県有林のJーVERのこれまでの販売実績は、件数でいうと、延べ172件、販売量は1万7,865トン販売しています。販売金額は、税込みで約1億8,800万円となっております。この販売収入は、県有林の適切な森林管理に活用させていただいています。

笠井委員 県民の資産である県有林がこのような歳入、売上げにつながっていることは、本当に頼もしいことだと思います。

さらに、制度が新しく変わってJークレジットになるということですが、今後、どのように見込まれているのかも教えてくださいませんか。

穴井県有林課長 県有林においては、先ほど委員からお話しがあつた2050年のカーボンニュートラルに向けて、県有林全体を対象として、適切な森林管理により創出される令和7年度から令和14年度までの二酸化炭素吸収量をJークレジットとして、順次発行する取組を今進めているところです。

本事業は、森林情報の解析など専門的な技術を要することから、県では公募により選定した三井物産株式会社様と協定を締結し、今、共同で取り組んでおります。

クレジットの発行には、まず県有林での取組をJークレジットの制度上のプロジェクトという形で登録し、その後、年度ごとのCO₂吸収量を算定・検証し、国の認証を受けるという手続になっております。

現在は、最初の段階であるプロジェクトの登録の手続中であります。これが登録されれば、まず、令和7年度分の吸収量について申請者である県で算定し、審査機関による検証や認証委員会での審議を経て、クレジット発行となります。現時点では、年度内に初回発行できればと考えております。

笠井委員 国の認証が必要ということですが、なるべく早く手続が順調に進むことを願っておりますし、この使い道としては、県有林の管理ということですが、貴重な財源になるかと思しますので、これは県有財産をしっかりと使えるということで、ぜひ進めていただければと思います。

(ツキノワグマの生態調査について)

志村委員 幾つかあるのですが、最初に、鳥獣害等の関係で自然共生推進課で今年度、ツキノワグマの生態調査をやられているかと思うのですが、それが具体的にいつ、どのような形で、どのように行われているのか、行われる予定なのかというところをまず教えてください。

土橋自然共生推進課長 先進的に取り組んでいる都道府県がございまして、現在、そちらの仕様書などを整理、確認しながら効果的なやり方を考え、仕様書を固めているところであります。今月中をめどに入札の準備を進めているところでございます。

内容としましては、熊の生息場所とか、移動経路の実態調査を行うことを予定しています。山梨県に關係する国でユニットを決めているのですけれども、関東山地、中央南アルプス、富士・丹沢、3つの保護管理ユニットに5頭から10頭ぐらいの熊を捕獲してGPSを付けるということで、今年の夏から来年の12月ぐらいまでを予定している調査でございます。

志村委員 捕獲するとその上限も80頭になって、実際に目撃情報も多いということもあるので、実態調査の結果が待ち望まれるかなと思いますので、そこはよろしくお願いします。

(被害防止対策情報発信事業について)

それともう一点、被害防止対策情報発信事業ということで、デジタルサイネージを活用した情報発信というのが今年度あるのですけれども、これはどのような内容なのか、教えていただけますか。

土橋自然共生推進課長 人身被害を未然に防ぐためということで、熊に関する正しい知識の注意喚起について、県内に設置されているデジタルサイネージを活用して情報発信を行っていきたいと考えています。

現在、NEXCO中日本に御協力いただいて、談合坂サービスエリアや双葉サービスエリアなど、県内のサービスエリアでデジタルサイネージがあるところには御協力いただいています。今後、山梨中央銀行の待合のところで見られるようにしたり、イオンモール甲府昭和などでも情報発信をしていくよう進めております。

志村委員 去年あたりから非常に熊の被害も多くて、テレビなどでかなり報道されますけれども、不思議なものでだんだん慣れてきてしまうというところもあるので、発信する情報の量が多ければ多いほど、注意喚起になるかと思しますのでよろしくお願いします。

(県有地の転貸承諾について)

では、次に、転貸承諾の関係についてお聞きしたいのですが、富士急行からの損害賠償請求訴訟の第1回の口頭弁論が、昨日6月30日に行われたと承知しています。県は争う方針ということで報道もされていました。この件に関しては訴訟の案件でもありますから、訴訟の内容に関わることはお聞きしませんが、そもそも今でも転貸の承諾を止めているのかどうかということについて、教えてください。

水上森林環境政策課長 転貸承諾については、今のところは保留をしているところでございます。

志村委員 それはそれとして、ほかにも県有地はいろいろありまして、非常になじみが深いというか、ぱっと思い浮かぶのは、清里の森だと思います。清里の森でも、例えば、譲渡や転貸ということがあると思うのですが、清里の森の中で転貸の申請の件数というのは、昨年度、何件ぐらいあったのでしょうか。

穴井県有林課長 委員のおっしゃるとおり清里の森についても転貸等のときに承諾料は取っております。詳細な件数のデータを現在持っていませんのでお答えができませんのですが、承諾料を取っているということはございます。

志村委員 これは所管事項なので特に賛否とかは関係ないことですので、昨年度、何件あったかというのは、できれば委員の皆さんにも分かるように資料でタブレットに入れていただけるとありがたいのですが、委員長、お取り計らいをお願いします。

穴井県有林課長 すみません、先ほど私、転貸と言いましたけれど、清里の森の場合は権利の移譲になります。失礼しました。

飯島（力）委員長 ただいま、志村委員から要求がありました資料は、委員会に提出することはできますか。

穴井県有林課長 可能でございます。

飯島（力）委員長 では、よろしくお願いします。

志村委員 その承諾料、清里の森の場合は、名義書換料と言うかと思うのですが、これは幾らぐらい払ってもらっているのでしょうか。

穴井県有林課長 1件当たり20万円になります。

志村委員 名義書換料の支払い1件当たり20万円ということで、これは、例えば、契約書とか何か根拠となるような規定などはあるのでしょうか。

穴井県有林課長 どこかには明記はされているのだと思うのですが、今、その契約書なども中身を確認できていませんので、そこも含めて、先ほどと併せて報告させていただければと思います。

志村委員 今回の時点では、契約書の中に明記されているのか、あるいは根拠となるような規定とかがあるのかというのは不明ということなので、後ほど併せて資料をいただければと思います。

この清里の森の名義書換料というのは、県有地の賃料の関係の一般質問等でも取り上げさせていただいて御答弁いただいていることからすると、事務処理要領というものが賃料算定に用いられるということです。この事務処理要領の算定方法に仮に従うとすると、一律20万円というのは、ちょっとおかしいのではないかと思います。そのあたりはいかがですか。

穴井県有林課長 おかしいかどうかというところも、私のほうで今、判断はできませんので、そこは研究させていただければと思います。

志村委員 事務処理要領と異なる取扱いということに仮になるとすると、要するに、一律20万円ということですから、転貸承諾料というのは事務処理要領等の考え方からすると、ちょっと算定方法が違うのではないかなと私は受け止めています。

この転貸承諾料というものの自体を、恩賜県有財産の貸付地の全てについて、そもそも求めているのか、いないのかということについて、お答えをお願いします。

水上森林環境政策課長 全ての恩賜県有財産に対して、貸付け等に当たっては、承諾料を求めていく方針でございます。

志村委員 求めていく方針ということは理解しますが、今まで承諾料を全ての貸付地に求めているのか。方針はこれから求めていくという意味だと思いますけれど、これまでのところ、例えば令和7年度にそうした申請が出てきたときに、全て承諾料を実績として求めていて、さらに、それを実績として承諾料を頂いているのかというところをお願いします。

水上森林環境政策課長 承諾料の徴収実績につきましては、これまで実際に頂いたものは8件ございます。令和4年度に2件、令和6年度に2件、令和7年度に4件ございます。これらにつきましては、それぞれ転貸の申出、それから名義書換の借地権譲渡の申出等がございましたときに、こちらから御説明させていただいて承諾料を頂いていると、承諾料が必要であるということで御説明させていただいた上で承諾料を徴収しているということになっております。

志村委員 転貸承諾の件は、このぐらいにします。ただ、転貸の申請、譲渡とかも含めてとい

うことだと思いますが、申請件数はもっとあるのではないかと思います。例えば、令和7年度に4件とありましたけれど、令和7年度に申請件数は何件あったのかというところは、いかがですか。

水上森林環境政策課長 ただいまの御質問に関してございますが、それぞれ各林務環境事務所等において処理している関係で、今、全体的な数値については持ち合わせておりませんので、また後ほど数値として提出させていただきたいと思います。

志村委員 お手数ですが、そのようにお願いしたいと思います。

(県有地の賃料改定について)

それから、県有地の賃料改定について、お聞きしたいと思うのですが、県有地の賃料改定は3年ごとに行われるということになっていて、令和3年度の賃料改定では、それまでの日本不動産研究所から、JLL森井鑑定に変更して鑑定等の業務を進めてきましたと。そして、令和6年度の賃料改定でも、JLLに調査を依頼して、スライド率等を考慮した賃料の改定を行ったと承知しております。

そこで、賃料改定の考え方についてお聞きしたいのですが、まずは、この発端となった訴訟を簡単に振り返ります。多分、今期からの委員の方はまだ理解が十分にできていないかもしれないので、または逆に釈迦に説法かもしれませんが、これは、そもそも住民監査請求から住民訴訟へと移行した県有地訴訟で、県は、賃料は適正と主張して、知事の支援者である原告と争っていましたが、令和2年8月に、知事が、適正な賃料ではなく契約は違法無効と180度主張を変更しました。その際、富士急行の賃料が安過ぎるという根拠にした不動産鑑定評価書が、恣意的で公平、妥当性を欠いていると判断されて、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から、この鑑定書を作成した嶋内雅人鑑定士が懲戒処分を受けています。これは、去年の3月です。

懲戒処分の公告書では、新規の賃貸借を前提とするのであれば、新規賃料として評価すべきであり、依頼者にその旨を申し入れるか、理解が得られない場合は、依頼を謝絶すべきであったと。そして、このような経緯を踏まえて、被処分者が発行した不動産鑑定評価書は、不動産鑑定評価基準及び実務指針等にのっとり、適正を著しく欠くものである。また、不動産鑑定士が保持すべき公平・妥当な態度を逸脱し、依頼者に偏った恣意的な評価を行った結果、鑑定評価額が著しく過大となり、不動産鑑定士としての品位及び信用を傷つける行為に及んだと厳しく糾弾をされています。

結果、反訴する形で争った訴訟は、1審、2審とも全面敗訴して、地方自治法第237条第2項の適正な対価によらず貸し付けたとして議会への議決を要するものとは認められないから司法上無効なものであるとは言えないと。すなわち、契約は有効だとされたわけですが、ここまでの認識は間違っていないでしょうか。

水上森林環境政策課長 一部、知事の支援者とかその辺りは、我々としては確認が取れないところがございます。それ以外につきましては、おおむね委員のおっしゃるところであると考えているところでございます。

志村委員 では、継続している契約の賃料を改定する場合に不動産鑑定評価を行うのであれば、不動産鑑定評価基準に基づいて、継続賃料を求めるというのが基本的なルールであると。これについての御認識もありますでしょうか。

小澤森林環境部長 当時関わっておりましたので、私から御説明をさせていただきます。

当時、我々、御案内のとおり、裁判で新規賃料が妥当だという主張をしていたところでございます。その段階では、当然、裁判の判決も出ていない状態でございますので、我々の主張に沿った形で新規賃料を算定したところでございます。とはいえ、新規賃料にした場合に、借主への影響ですとか、我々の収入に対する影響、様々なところを考慮して、議会での必要な議決をいただく中で、緩和措置といいますか、減額をするような取扱いをした上で、皆さんに御理解いただいた形で契約を締結したという状況でございます。

志村委員 大分先取りして、いろいろお答えいただきましたけど、私がお聞きしたのは、継続している契約の賃料を改定する場合に鑑定評価を行うのであれば、不動産鑑定評価基準に基づいて継続賃料を求めるというのは基本的なルールですよねと。そういう御認識は、今で結構ですけど、ありますか。

小澤森林環境部長 鑑定評価のルールとしては、委員の御指摘のとおりだと思います。

しかしながら、貸主として、どのような賃料で改定を求めるかということについては、鑑定とは違いますので、これは我々の考え方、裁量というものが入ってくる余地があると考えているところでございます。

志村委員 お考えということは承知をしましたが、基本的なルールであるということも確認をさせていただきました。

不動産鑑定評価額が、基本的に改定賃料の額になると考えるのが一般的ではないかなと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

水上森林環境政策課長 委員御指摘のとおり、基本的には鑑定額がイコール適正な賃料という原則があると思います。ただし、令和3年度当時ですけれども、その際新規賃料を算定するに当たって、留意した点が幾つかございます。まず、基本的な従前の借地料を確保すること、それから一方で鑑定が高く出た場合には一定の激変緩和、また高く出た場合も一定の緩和、それぞれの配慮に基づいて、実際には鑑定額とは異なった金額で賃料とさせていただいているところでございます。

志村委員 その鑑定評価額がそのまま改定賃料額になるわけではないとしたら、それはどのような根拠に基づいて鑑定評価額から増減しているのかというところをお願いします。

水上森林環境政策課長 先ほど、もし鑑定額が高く出た場合という点についてお話しさせていただき

ましたが、その点につきましては、必要に応じて、実際の借地人の生活基盤の確保、中小企業者の経営の健全化などを考慮して、激変緩和を行う必要がございます。その点につきましては、県有地の貸付賃料自体が不動産鑑定評価をベースにしつつ、一定の範囲で増減できる仕組みとなっておりまして、具体的には先ほど委員がおっしゃいました県有地等の無償貸付け等に係る事務処理要領が定められていて、その中では不動産鑑定評価額を基準に20%の範囲で増減をできるとされております。

こうした弾力的な運用につきましては、国有財産である国有林でも行われているところございまして、平成30年の最高裁判決では、首長の裁量として許容をされているところがございます。そのため、鑑定評価額が実際その時点でいただいている評価よりも高く出ているものについては、この規定を使いまして、20%を上限に減額をしているということです。さらに配慮が必要な場合には、当時、議会で減免の議決をいただいているところがございます。

逆に、鑑定評価額が低く出た場合につきましては、現状の借地料とのバランスを考慮しなければならないという視点で、県の歳入確保が重要になってきておりまして、これは、県民サービスの低下を防ぐための財務確保ということで、激変緩和措置を行なわせていただいております。実際には、県有地の無償貸付け等に係る事務処理要領による20%の増減、それをさらに上回る減額となった場合には、その改定前の賃料の8割の金額にとどめるという形で激変緩和措置をとりまして、それを契約の相手方の借地人の方々にお示しいたしまして、合意をとらせていただいているところがございます。

志村委員 事務処理要領に基づいてやっているということは理解しました。
ですから、これは言ってみれば、知事の裁量で改定賃料額を設定しているということになりますよね。

水上森林環境政策課長 委員のお見込みのとおりでございます。

志村委員 一般的には、まず法律や規則、県でいえば、条例や規則があつて、貸付料の減免、あるいは料金の決定といったことの詳細を下位の文書に委任するというような法体系が取られていると理解しています。

具体的には、国有財産というのは、普通財産取扱規則、国有財産評価基準、国有林は国有林野の管理経営に関する法律施行令を根拠に弾力的な運用をしていると理解しています。

県は、県のホームページ上でも、このことについて、今年の3月12日付で説明をしていますけれども、恩賜県有財産管理条例が賃料設定を定めた条例ではないという理由で、条例や規則に明示的な委任がないにもかかわらず、賃料改定通知を出す1か月前に定めた要領、今の事務処理要領ですね、これを基にして、行政の裁量で貸付賃料を増減できるようにしたということは、私は、これはちょっと問題があると捉えています。県では、どのように考えていますか。

水上森林環境政策課長 不動産鑑定評価をベースにしつつ、一定の範囲内で、県の貸付賃料について

は増減できる仕組みになっているという点につきましては、弾力的な運用として、委員御指摘のとおり、国有普通財産国有林でも行われているところございまして、平成30年の最高裁判決におきましても、首長の裁量として許容されていると判示されているところでございます。

このような見解を踏まえまして、先ほども申しました県有地等の無償貸付けに関する事務処理要領、こちらを基本といたしまして、当時の借地料につきましては算定させていただいているところでございます。

小澤森林環境部長 今の御質問の中で、我々が急遽、改定に当たって要領を定めたというような御発言がございました。この当時の経過を踏まえますと、当時、県有地問題に係る特別委員会が開設されておりまして、この中の議論の中で、そういった形を取るということを受けて、我々のほうも作ったものでございます。

今、水上課長からも御説明したとおり、そもそも知事の裁量として、平成30年の判決で許容されている部分もございました。こういったところを、その議論を踏まえた策定作業の中で整理したものが、現在の事務処理要領という意味でございますので、決して我々の都合のよいようにそれを作って、それを当てはめたと、もしそう取られていたらしゃるのであれば、その経過も踏まえて御説明をすると、必ずしもそういうことではないと。様々な国の取扱いや判例などを整理した上で事務処理要領という形にしたということでございます。

志村委員 平成30年の最高裁判決というのは、平成30年の何月何日の最高裁の判例なのか、参考までにお示してください。

水上森林環境政策課長 平成30年11月6日、最高裁の第3小法廷の判決になりますが、平成29年の（行ヒ）第226号になります。

志村委員 この判決は、適正な対価によらない譲渡又は貸付けについて、議会の議決、これは地方自治法第237条2項、この議会の議決があったと言えるのは、価格が適正であるか否かを判定するために参照すべき価格が提示され、両者の間に大きな乖離があることを踏まえつつ、当該譲渡等を行う必要性和妥当性について審議がされた上で、これを認める議決がされるなど、審議の実態に即して、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上、これを認める趣旨の議決がされたと評価することができることに限られるということを判示したもののなのです。

ですから、この判例を使って不動産鑑定評価額を基準に20%の範囲内で増額または減額できるということを認めているわけではない。ここのところは、説明をしっかりとしないと誤解を招きますので、私のほうで一応、注釈的にお伝えをしておきます。

ですので、これは指摘させていただいた上で、100年前、富士北麓開発を始めたわけですが、明治時代に頻発した水害によって疲弊した本県の窮状に対して、115年前に明治天皇から特別の配慮をもって御下賜をされたこの恩賜県有財産、これは他の県有財産よりも厳格かつ大切に扱うべきということで、この管理条例におい

て、知事の安易な裁量で土地の売却や貸付けができないように厳しく制限されていると。この条例は、そうした趣旨で制定されていると私は考えますけれども、県の御見解はいかがでしょう。

水上森林環境政策課長 基本的に恩賜県有財産管理条例につきましては、委員からお話があったとおり、当時、明治44年に明治天皇から御下賜されたというところを踏まえまして、我々はその歴史的・文化的背景に配慮して、恩賜林の管理や保護を定める条例という認識であります。

志村委員 これは2月の一般質問のときにも指摘をさせていただきましたけれども、裁量で賃料の増減、あるいは減免、また激変緩和措置を行う以前に、JLLの鑑定評価額から一律で2割引にしているということが、これは私が鑑定評価書を開示請求して確認したので明らかになったということですので、このことを令和4年当時に減免議案を提出する段階で、どうして議会に説明しなかったのですか。

水上森林環境政策課長 当時、議会にお諮りさせていただいた賃料額につきましては、事務処理要領に基づきまして20%減させていただいた金額でございまして、それを我々はその時点での賃料額という形で、さらに減免の決議を求めたという形にさせていただいているところでございます。

志村委員 その説明をどうして当時しなかったのかということをお聞きしているのですが、それは水上課長にお聞きするのは大変酷なお話かなと思うのですが、やはり2割引にしていたということを小澤部長は御存じだったかと思しますので、もし今、御説明していただけるのであればお願いしたいです。

小澤森林環境部長 繰り返しになりますが、2割の範囲で知事の裁量を利かせるというところで、ちょっと判例の引用が間違っておりましたので、そこは後ほど訂正をさせていただきます。

一定の範囲で知事の裁量で鑑定評価額と異なる契約、貸付け、もしくは譲渡、売払いをするということが認められているという状況もございまして、我々とすれば、その範囲の中で金額を定めるということに関しては、あくまで地方自治法237条2項に定める適正な対価であるという考えの下、適正な対価に対して、これだけ減免しますという形で議案を提出したところでございますので、それをそのような形でお話をしていくと、例えば、鑑定の1から10まで説明をしないと正しい議案の説明にならないということにもつながります。どこかで我々のほうは、適正な対価はこれです、これからこういうふうに減免をさせていただく、その理由はこうです、というところの説明はさせていただいておりますので、その適正な対価の算定過程の全てを説明していないというのはおっしゃるとおりなのですけれども、それは議事の進行上、我々のほうでそのような判断をしたということでございます。

志村委員 では、適正な対価というのがどのようなものか、当然これが争点になったわけです

けれども、適正な対価というのはどのようなものだとお考えですか。

小澤森林環境部長 繰り返しになりますが、鑑定評価額を参照して、それに借手の状況や県の財政の状況など、様々なものを考慮して貸主として定めると。その際に、判例や国の取扱いなどで認められている範囲の中でそれを定めるというのが適正な賃料であると考えております。

志村委員 通常は、適正な対価というのは、当該財産が有する市場価値、時価ということになりますし、不動産鑑定評価基準では、不動産の鑑定によって求める価格は正常価格であって、これは、すなわち適正な対価ということになります。

J L L の鑑定書にも求める賃料は正常賃料であると書いてありましたから、これは地方自治法第237条第2項及び恩賜県有財産管理条例第16条が規定する適正な対価になるかと思えますけれども、この認識は間違っていますか。

小澤森林環境部長 適正な対価ということと正常価格というのは、我々は別のものと考えております。市場価格というのは、逐条解説などを読みますと、適正な対価は市場価格であります。これは確かにそのような記載で説明をされております。

ひるがえって、市場価格とは何かというと、神の見えざる手でございます。借手側、貸主側が合意をする金額で実際に合意をしております。これをもって、我々は最終的に適正な対価に収まっているという理解はしておりますが、あくまで正常価格というのは、その貸主と借手ではなく、一般の市場を想定した鑑定でございます。

鑑定のルールと我々のほうである程度、裁量を持った形で借手と交渉をするということとを完全に同一視するということにはならないのではないかと理解しているところでございます。

志村委員 お考えは私も聞いていて理解はいたします。また、私の言っていることも御理解はしていただいていると思います。もちろん、適正な対価というのは多少の幅があると。これは、委員会外でも議論してきていることですので、それも理解をした上で、この正常賃料を求めている J L L のこの鑑定額というのは、もちろんその範疇にあるものだと理解をします。

なぜならば、不動産鑑定評価をする際には、それぞれの個別の状況に応じて鑑定評価をするわけで、一律同じように全ての県有地、私が頂いた対象となったものも鑑定書が複数ありましたが、それが一律同じように鑑定をするということ自体が、そもそも不動産鑑定基準にはのっとっていないということになりますから、個別のいろいろな状況を参酌しながら作成されていると考えます。

そういう意味からすると、県が、恩賜県有財産管理条例は、賃料設定を定めた条例ではないと説明していますが、正常賃料というのは適正な対価であって、不動産鑑定基準が準用されて、管理条例で賃料設定の方法を定める必要はないだろうと逆に考えることもできると思います。

むしろ管理条例というのは、この知事の裁量のみによって安易に土地を新たに貸し

付けたり、賃料を減額したりできないように適正な対価によらない恩賜県有財産の貸付けについて、その貸付額が適正な対価によらないものか否かという、これも含めて議会における審議と議決を必要とすると。こういう旨を定めることで、貸付条件を厳格に定めた条例であると解釈することもできると思います。

ですから、事務処理要領のみを定めて議会における審議と議決を不要にするということは、管理条例のこのような趣旨を没却させるものだとは私は考えますけれども、いかがですか。

水上森林環境政策課長 委員のおっしゃるようなお考えもごもっともではございますが、我々はやはり、管理条例につきましては、あくまで先ほど申しましたとおり、その御下賜された恩賜林につきまして、歴史的・文化的背景に配慮して、恩賜林の管理・保護を定める条例と捉えております。県有林や県有地の賃料設定について定めた条例ではないという考え方の中で、県有林の貸付賃料の設定には、先ほど申しました県有地等の無償貸付等に係る事務処理要領、これを知事の裁量の範囲内において適用させていただいて賃料額を設定した。そのような考え方に基づいているものでございます。

志村委員 県が出している「恩賜県有財産御下賜100周年記念誌」というものをお借りしましたけれども、これによれば、恩賜県有財産管理条例の改正の経緯が44ページから45ページにありまして、当時、地方自治法の財務会計制度の改正に伴って、昭和39年に公有財産の管理処分に関する規定を改正したと書かれています。

この一連の改正の中で、恩賜県有財産を交換または適正な対価なく譲渡等の場合は、議会の議決を要することとしたと記されている一方で、使用料は、昭和39年条例第10号、山梨県行政財産使用料条例の例によることとしたと書かれています。

県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例も同じ昭和39年4月1日に施行されており、この1条で、これは一般質問でも確認しましたが、別に定めるものであるこの管理条例が適用される場合は、この県有財産条例が適用されないという旨を明記していますので、事務処理要領は、その文言上の解釈からしても管理条例に基づく貸付料の減免に関する解釈の基準を示したものではないということになります。

したがって、事務処理要領によって算出された賃料というのは適正な対価であるとか、個別の事情を踏まえた一定の幅の中で設定されるものなどということは、管理条例第16条の文言を無視するものにほかならないのではないかと私は考えます。このことについて御所見をお願いします。

水上森林環境政策課長 委員の御指摘のあった県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の中で別に定めるものにつきましては、2月の議会でも当時の部長と総務部長からも答弁させていただきましたとおり、恩賜県有財産管理条例が該当するということでございますが、事務処理要領につきましては、第1条において、無償貸付け等に関するルール以外に地方自治法238条の5の第1項の規定による、県が有する土地建物を貸し付ける際の賃料の算定に関して必要な事項を定めると規定をしております。無償貸付け等に関して定めているだけでなく、地方自治法の第231条に定める普通財産を県が貸し

付けるに当たっての賃料の算定方法も定めているところでございます。

一方で、先ほど来、申し上げているとおり、恩賜県有財産管理条例につきましては、その歴史的・文化的背景に配慮した形で恩賜林の管理方法を定める条例であり、県有林の賃料設定については定めておりません。賃料の算定方法など、一般的な事項については、この条例には規定されていない状況にあります。

そもそも、恩賜県有財産自体の貸付地も地方自治法の第230条の5の第1項に定める普通財産であることから、事務処理要領における普通財産に関する賃料の算定の方法につきましては、恩賜県有財産にも当然適用になるものと考えているところでございます。

志村委員

この辺りの解釈とか考え方については、また機会を改めて議論をさせていただけたらと思いますけれども、今日、有意義な議論をさせていただけて感謝をしております。

賃料改定についても今日はこのぐらいにしておきたいと思いますけれども、最初のほうで言いました、継続している契約の不動産鑑定評価を行う場合には、継続賃料を求めるということが基本的な正しいルールであることを確認させていただきましたけれども、令和3年度の賃料改定では、JLLに鑑定評価を依頼するに当たって、対象不動産は既存の賃貸借が締結されているが、御依頼者の指示によって、つまり県の指示によってという意味ですね、新規賃料を求めるという条件が鑑定評価書に書かれていまして、継続賃料を求めるというルールを破っていると考えます。

これを基に、言ってみれば、操作をした、調整をした、この適正な対価を提示して賃借人に同意をさせたというのは、私からすると不適切な事務処理であると。そして、解釈によっては条例違反の疑いもあるということで、2月の定例会でも議論もさせていただいたわけですが、このことについて、説明をする機会が十分でなかったからという理由で、本来、私に説明すべき内容を3月からしばらくの間、県のホームページのトップページに堂々と、まさに県の独自の主張を展開されて、今も森林環境政策課のページから読める状態になっています。

これは、場合によっては私の名誉を毀損していると思われるわけなので、そのところは十分注意をしていただきたかったなと。その後、時間はあったわけですから、ホームページに掲載する以前に、そもそもなぜ質問者である私に十分な説明をしなかったのかというところを非常に残念に思っています。最後に、このことについて御所見を伺いたいと思います。

小澤森林環境部長 確かに委員がおっしゃるとおり、本会議で御質問されたことに対して、答弁時間も質問時間も限られる中で、我々も十分な御答弁ができなかった点、本来であれば、最初に質問者である委員に御説明をしてしかるべきだった、その点については、確かに我々の考えが至らなかったところは、この場を借りましておわびを申し上げます。

ただ一方で、県議会は開かれた場でございますので、一般の県民の方が御視聴されているような中で、当然、議事録も公開されております。そういった中でのやり取りでございます。ただ時間の都合ですとか十分な反論ができない場合には、これを我々の考え方、答弁として、県民に広く周知をするといいますか、御説明をさせていただくとい

うことは必要なことだと考えております。

そういった意味で、議員との一対一のクローズドの中で説明して終わりということは、我々執行部として十分な取扱いとは言えない。あくまで議会もそうだけれども、皆さん御案内のとおり、一般県民に対しても広く開かれたものでございますので、我々としてはやむを得なかった、やるべきであった取扱いだと思います。

繰り返しになりますが、最初に質問者である委員のところに御説明に行くべきであったという御指摘については、重ねておわびを申し上げます。

志村委員

部長から御丁寧な答弁をいただきましたので、理解はいたします。

一つ付言するとすれば、私の質問内容を要約するのではなく、文字数をたくさん使って県の考え方を周知しようというのであれば、私の質問も一言一句漏らさず載せていただきましたかったなということを申し上げて終わります。

(訴訟の経緯及び経過について)

中村副委員長

今、志村委員から御説明いただいた内容の出だしのところで、令和4年からのやり取りの話がありましたが、その際に、1年生議員は知らない内容だという話をおっしゃっていたのですけれども、その後、水上課長が、志村委員の内容について、おおむね合っていますというお話がありました。この件は一般の方も知らない内容だったのでしょうか。このような内容は、新聞紙面や議事録含め、私の感覚では一般的に知られている内容だったのではないかと思いますのですけれども、いかがだったのでしょうか。

小澤森林環境部長 判決文の内容という意味で御説明をされて、それについてということでございますので、当然、一般の方は判決文そのものを当たって読むということは基本的にはあまりないのかなという理解もあります。

しかし、その結論も当然報道も含めてされましたし、我々執行部としては、その判決の内容だけではなく、判示されているその他の部分、ここに実は今後につながる部分がかなりありました。その辺は、知事も記者会見の場も含めて、我々のほうでも、ホームページや広報誌なども使わせていただいて、判決は結果として敗訴という形ではございましたが、今の交渉につながるような内容も含まれていました。具体的に言いますと、未来永劫このままの賃料ではない場合もありますよとか、これは私の感覚になって恐縮なのですが、本来であればそこまで判示する必要はない部分がかなり書き込まれていました。高裁の判決であり、その部分は我々としても受入れはしますけれども、そういった部分を生かして、なぜ我々はこういう形で富士急行さんと交渉したり、結果、裁判になったりもしておりますが、やってきたかという、ひとえに県民からお預かりしている県有地の適正な形で貸付けを実現したい。今までの経過がある、そういったところも十分考えながら、今、交渉・調停をしているわけですが、そういったものにつながるような判決内容であったということは、県民に向かって、十分とは言えないかもしれないですけども、我々としては一生懸命説明をしてきたということは、中村委員御指摘のとおりではあります。

中村副委員長　つまり、おおむねの内容は一般の人も含めて、私たちが承知している内容だと取れたのですが、そうしますと、私たちは知らないというような話をされてしまったので、一般の人よりちょっと知識がないのではないかと取れてしまったので。

志村委員　知らないなんて一言も言っていないでしょう。拡大して言わないで。

中村副委員長　申し訳ありません。訂正します。
出だしがそういう話をされましたので、私自身もそんなに深い内容だったのかなと感じましたので、質問させていただきました。

※所管事項に係る質問に対する答弁訂正

(最高裁の判例の判決番号等について)

水上森林環境政策課長　午前中の委員会の中で、志村委員から、具体的な最高裁の判例の判決番号等の確認のお話があったところ、私のほうで、平成30年11月6日判決、最高裁判所第3小法廷の平成29年(行ヒ)第226号であると、その旨お伝えしたところでございますが、申し訳ございません。この事案に関してでございますが、我々が参考になっているのは、これの前審でございます平成29年3月9日の広島高等裁判所判決、平成27年(行コ)第27号で判示された部分でございます。

この中で、具体的には、国の財産につきましても、適正な対価なくして譲渡してはならないと財政法上で規定されているところ、国有財産評価基準において評価価格を定めるに当たっては、需給の状況等を考慮して、不動産鑑定士による鑑定評価額を20%の範囲内で修正することができるとして、需給の状況等を考慮した一定程度の範囲での修正を許容していると、その旨の見解が示されていたので、我々はこの見解に基づきまして、賃料額等の算定を当時行ったところでございます。

志村委員　私もそこを確認したかったところですよ。
高等裁判所のほうの判示の内容を使っているということですので、また、ホームページ等必要な訂正等もかけていただければと思います。

主な質疑等 県土整備部関係

※付託案件

※第75号　令和8年度山梨県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(災害関連緊急砂防事業費について)

寺田委員

県土12ページの災害関連緊急砂防等事業費9億5,700万円ほどの予算となっておりますけれども、これについてお伺いしたいと思います。

1月に発災した扇山林野火災、本県では、戦後最大の規模ということで大変大きな火災となってしまいました。しかし、消防関係者、また県の皆様の御尽力で無事に鎮火したことを改めて感謝申し上げます。

この扇山林野火災跡地においては、降雨などによって土砂流出の懸念、二次災害の懸念が大変あります。そのような中で、これを防止するための補正と承知しておりますけれども、事業箇所、また、対策内容についてまずお伺いいたします。

関砂防課長

事業箇所でございますけれども、大月市と上野原市におきまして、合わせて3か所の事業箇所となっております。その内訳でございますけれども、大月市富浜町鳥沢地内の袴着沢で1か所、そして上野原市犬目地内の大沢で1か所、そして上野原市安達野地内の谷後沢で1か所となっております。

また、これらの対策内容についてでございますけれども、袴着沢では、既設の砂防堰堤のかさ上げと堆積土砂などの撤去を行います。また、大沢と谷後沢におきましては、砂防堰堤を新たに1基ずつ設置することとしております。

寺田委員

土砂の搬出とともに堰堤の増設、そして新設ということですが、本事業は、発災から数か月たっておりますけれども、これまでの対応と現在の進捗状況をお聞かせください。

関砂防課長

扇山林野火災のこれまでの対応につきましては、焼損面積が広いことから、1月中旬から国の補助事業である災害関連緊急砂防事業の活用を見据えまして、関係機関との事前協議を行ってまいりました。その後、速やかに国の事業採択に向けまして現地調査を実施しまして、その結果を踏まえ、国へ申請し、本事業が認められたところでございます。

現在の進捗状況につきましては、3か所全てにおきまして、工事に必要な調査、そして設計を実施しているところでございます。

寺田委員

国の認定がいただけて、一安心というところでありますけど、まさにこの二次災害を防止するために、本事業は極めて重要だと思っております。

そこで、本事業の今後のスケジュールをお聞かせください。

関砂防課長

今後の本事業のスケジュールでございますけれども、設計完了後に工事に必要な用地につきまして、地権者の皆様の御協力をいただきながら用地交渉を進めてまいりたいと考えております。

また、工事につきましては、年内の着工を目指しまして、地元の御理解と御協力をいただきながら早期完成に努めてまいりたいと考えております。

寺田委員 今、年内の着工を目指してというお話がありましたけれども、やはり地元の皆様、大変不安を感じているところもありまして、もちろん工事自体の安全、そしてスムーズな進捗ももちろんですけれども、やはり台風ですとか、先頃の東部・富士五湖を震源とする大きな地震もありました。そのようなこともありまして、なるべく早くやってほしいという地元のお声も届いております。その辺、可能な限り安全かつ速やかにやっていただきたいと思います。最後に思いをお聞かせいただいて質問を終わります。

関砂防課長 現在、出水期になっており、また、最近台風もあつたり、地元の方が不安に思われていると思いますので、設計を進めまして早期に着手できるよう、地権者の方、そして地元の方に丁寧に説明をして、早期の着工を目指して進めてまいりたいと考えております。

(都市公園建設費について)

中村副委員長 県土16ページの都市公園建設費についてお聞かせください。

内容としては、小瀬スポーツ公園ほか13公園の補正で、管理費の関係の予算だと思うのですが、大まかな使い道を教えてください。

弦間景観まちづくり室長 こちらの予算の使い道ということですが、内容としましては、主に小瀬スポーツ公園のクラフトタワーの修繕、また、富士川クラフトパークのカヌーポイントの改修、小瀬スポーツ公園の施設補修の関連で汚水処理施設や給水施設などの改修を予定しております。

中村副委員長 私も元スポーツ協会の職員でして、実は昨今、小瀬スポーツ公園の防犯カメラを設置している場所がないという話の中で、やはり事件、事故も非常に多いということがあります。

先日も所有者不明の車があるという話で、いろいろな人が入ってくる公園でもあり、24時間人が入れるというところで、かなり広範囲な公園ではあるのですが、やはり防犯カメラの設置というところに関して、ぜひ進めていただけないかなと感じました。

この辺に関しては、今すぐどうのということは、なかなか難しいと思うのですが、要望も出ていると思いますので、こういったところもぜひ今後検討していただければと思います。

弦間景観まちづくり室長 防犯は非常に大事なことだと思っていまして、本日、委員からそのようなお話を聞かせていただきましたので、まずは、管理の所管課がスポーツ振興課になるのですけれども、そちらともお話ししながら、そちらの事情も聞きたいと考えております。

こちらの予算については、補助の事業ということで、建設、整備ということになりますので、こちらということではないのですが、管理所管課とお話ししながらできる協力をしていきたいと思っております。

中村副委員長 スポーツ協会の職員は大体10時に退社されますけれども、先日の台風の関係もあったり、東部・富士五湖を震源とする地震があったのも10時半ぐらいであったりだとか、県も災害対策本部を立ち上げたりなど、バタバタしている部分もあるので、カメラが作動していれば事故があったときなども記録も残ります。ぜひこの辺に関しても御検討いただければと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第80号 令和8年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（都市計画道路・田富町敷島線について）

伊藤委員 都市計画道路・田富町敷島線についてお尋ねします。

昨年10月の一般質問において、国道52号の真福寺入口交差点から、国道20号の山縣神社北交差点までの区間の渋滞状況について質問したわけですが、そのときの答弁にあったとおり、県警察において信号制御など渋滞対策を講じていることは承知しております。一方で、国道20号の交差点というのが、今、暫定的な交差点になっており、そこも渋滞の一つの原因であるのかなと思っています。

そこで、山縣神社北交差点から南側区間のバイパス整備の進捗状況について伺います。

雨宮都市計画課長 国道20号の山縣神社北交差点から県道甲斐中央線の玉幡小学校入口交差点まで、バイパス区間が約1.7キロメートルあるのですが、ここを4工区に分けて整備を進めております。これまでに、道路改良工事や電線の地中下工事を進めてきておりまして、現在は、舗装工事、区画線工事、植栽の工事などを行っております。

伊藤委員 進捗状況を伺ったわけですが、私も通った限り、かなり舗装工事も進んでい

て、白線も引いてあるような状態で、地域・地元の人からすれば、今後いつ開通するかということが気になるところです。その辺の見通しというのはあるのか、お伺いします。

雨宮都市計画課長 工事が順調に進みますと、来月、8月の下旬には供用開始ができる見込みとなっております。

伊藤委員 ぜひとも順調にいくようによろしく願いいたします。

また、これまでに当たって、これから開通部分の古村地域、新居地域、仲新居地域という地元との丁寧な協議をしていただいたこと、本当に感謝申し上げます。

また、前回開通したときに、通学路がしっかりと決定していない状態での富竹新田の開通などもあって心配もありました。また、地域住民には、事故が多発して大丈夫かという心配があった中ですが、今回、これから開通する部分には、その辺も丁寧に対応いただいていること、また、既に教育委員会、学校にも通学路の対策をするようにということは周知していることも承知しておりますので、その辺の対応、本当に感謝申し上げて、また開通を楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願いします。

(地震の被害状況及び今後の対策について)

寺田委員 先週末、大きな地震があったわけですが、もちろん、県全体としては防災局があると思うのですが、やはり道路や水道、河川ですとか、県土整備部の現場の皆さんの情報収集が一番肝要になってくると思います。まだ1週間もたっていないので、全体を把握というのはなかなか難しいと思いますが、現時点で把握していること、また、当日も含め、皆さん本当に急な招集で大変だったと思うのですが、その中で把握できたこと、感じたことがありましたら、お聞かせください。

平賀県土整備総務課長 先週金曜日に発生した深夜の地震の際には、発災と同時に県土整備部において、部の災害対策本部を設置いたしました。その後、県が管理いたします道路や河川、ダム、砂防施設などにつきまして、パトロールや点検を実施したところです。その際には、いずれも重大な被害は確認されておりません。

寺田委員 大きな被害はないということで、非常に安心しているところですが、被害を被った方には、お見舞い申し上げます。

今後、大震災が想定されている中で、気づいたこと、改善しなければいけないことなど、様々考えるきっかけにもなったと思います。今回、山梨がこれだけ揺れたことは、本当に久方ぶりだと思いますので、今後に向けての対策について、お考えをお聞かせいただければと思います。

平賀県土整備総務課長 先週の地震を受けまして、早速、今週より振返りを行っております。

マニュアルや連絡体制の見直しなど、早速、打合せ、検討に入っておりますので、もう一度よく見直しをして、万が一のときに備えて対応できるようにということで行

っております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を9月1日から3日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

土木森林環境委員長 飯島 力男